

第4回個人情報保護制度部会議事録

1 日 時 平成27年5月27日（水） 10:30～11:30

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

石森 久広
五十川 直行
田邊 宜克
村上 裕章

(2) 事務局

行政部長	山口 尚子
I C T戦略室長	西村 孝志
情報公開室長	豊嶋 英司
個人情報保護係長	若松 慎一
個人情報保護係	曾我 まどか
個人情報保護係	松本 真由子

開会

議事

質疑応答

(部会長) ただいまから，制度部会を開催する。

本日の議題は前回に引き続き，条例改正検討項目と，答申素案である。

まず条例改正項目の検討については，全項目の審議を一通り終えたところだが，各項目について委員から補足をお願いする。特に，議論があった第2の用語の定義，任意代理人，第10の電子計算機結合の部分などについてお願いする。

(事務局) 次の答申素案の審議において，補足等いただければと思う。

(部会長) それでは答申素案の審議だが，審議の中で条例改正項目についても発言願う。前回の審議までの議論を反映した答申素案を事務局から説明願う。

(事務局) 答申素案読み上げ

(部会長) 素案について，質問等があればお願いする。

(委員) 第一の但し書きの1行目だが，「個人情報の取扱いの適正な確保」という文言は，番号法の制定に伴う答申であれば，「特定個人情報の取扱いの適正な確保」とすることもできると思うがどうか。

(事務局) 特定個人情報とした方がより適切かと思うので，修正する。

(部会長) 第3の2の「自ら」とはどういった意味で記載しているのか。

(事務局) 「実施機関内で」という意味で記載しているが、わかりにくいので、記載内容を検討する。

(委員) 第4について、保有特定個人情報に係る開示請求等だけは、任意代理人によることを認めるとの記載があり、それ以外は認めないとの記載はないがよいか。

(事務局) それ以外は認めない趣旨を明記したい。

(部会長) パブリックコメントにおいて、保有特定個人情報と保有個人情報の取扱いの違いが市民にわかりやすいように、明記することとする。

(部会長) 第6については、条例の文言を引用しているが、趣旨がわかりにくい。市民にとっては良い制度なのに、現在の記載内容ではパブリックコメントにおいてそれが伝わらないと思う。

(事務局) 記載内容を検討する。また、第7及び第8については、結論のみを記載し、なぜその結論に至るのかの理由を記載していないので、理由を明記する。

(部会長) 第12については、条例にはどのように記載するのか。

(事務局) 但し書きとして加えることを考えている。

(部会長) 答申素案については、以上の意見を踏まえて、事務局がまとめる。
答申全文については事務局で作成し、6月以降に審議等を行いたいと思う。

(事務局) この素案に基づいて、条例改正へ向けた手続きとして、6月議会にパブリックコメントを実施する旨の報告行う。

また、答申全文については、7～8月ごろまでに確定させ、9月議会に条例改正の議案を提出する。
8月にはパブリックコメントの結果を報告する。

議事終了 閉会